

## ご利用の手続き

施設入所支援・自立訓練

自立生活援助

STEP  
1

**お問い合わせ**  
相談課にお問い合わせください。

**お問い合わせ**  
相談課もしくは生活支援課にお問い合わせください。

STEP  
2

**見学**  
当施設の見学をしていただけます。

**利用面接**  
面接を行い、現在の生活や障害の状況、希望の援助内容について確認させていただきます。

STEP  
3

**受診・面接**  
利用に際して医療的な確認と、面接にてご希望の内容や利用目的、期間の確認をさせていただきます。

**判定**  
ご希望の内容が本事業の対象者の要件に該当するか確認します。

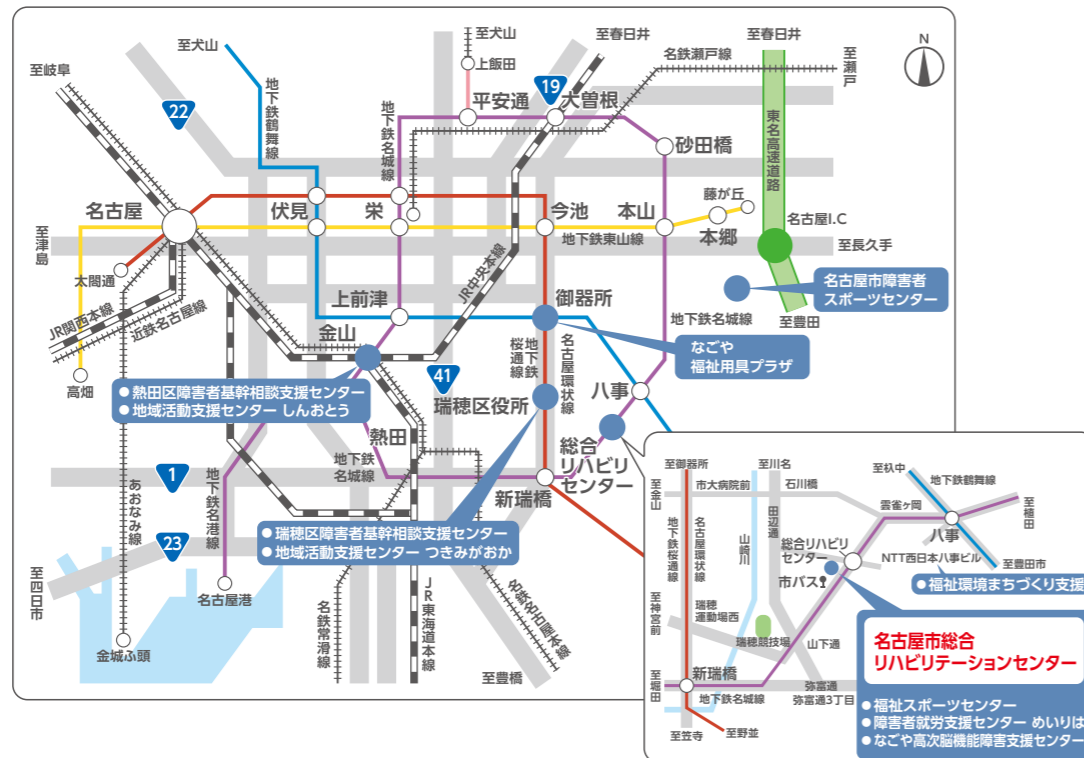
STEP  
4

**市町村福祉課への利用申請**  
お住まいの市町村（福祉課）に利用申請をしてください。申請には「サービス等利用計画」の作成が必要です。詳細は、面接の際にご案内いたします。

お電話での  
お問い合わせはこちら

**相談課 ☎ (052) 835-4005**  
**生活支援課 ☎ (052) 835-4193**

※平日9:00~17:30まで



名古屋市総合リハビリテーションセンター

〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2

## 名古屋市総合リハビリテーションセンター

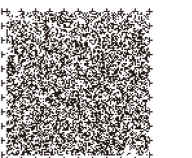
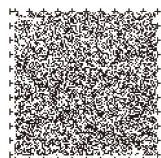
障害者支援施設

# 専門職が支える 高次脳機能障害・肢体不自由がある人への 生活支援

暮らしの不安や困りごとに寄り添い、  
安心して地域で生活を続けられるよう支えます。

### 障害者支援施設（生活支援部門）について

家庭・地域での自分らしい生活、豊かな社会参加の実現を目指した  
社会生活力を高める支援を行っています。  
また、利用終了後に生活を始めた方に対してサポートを行っています。



日々の支援。

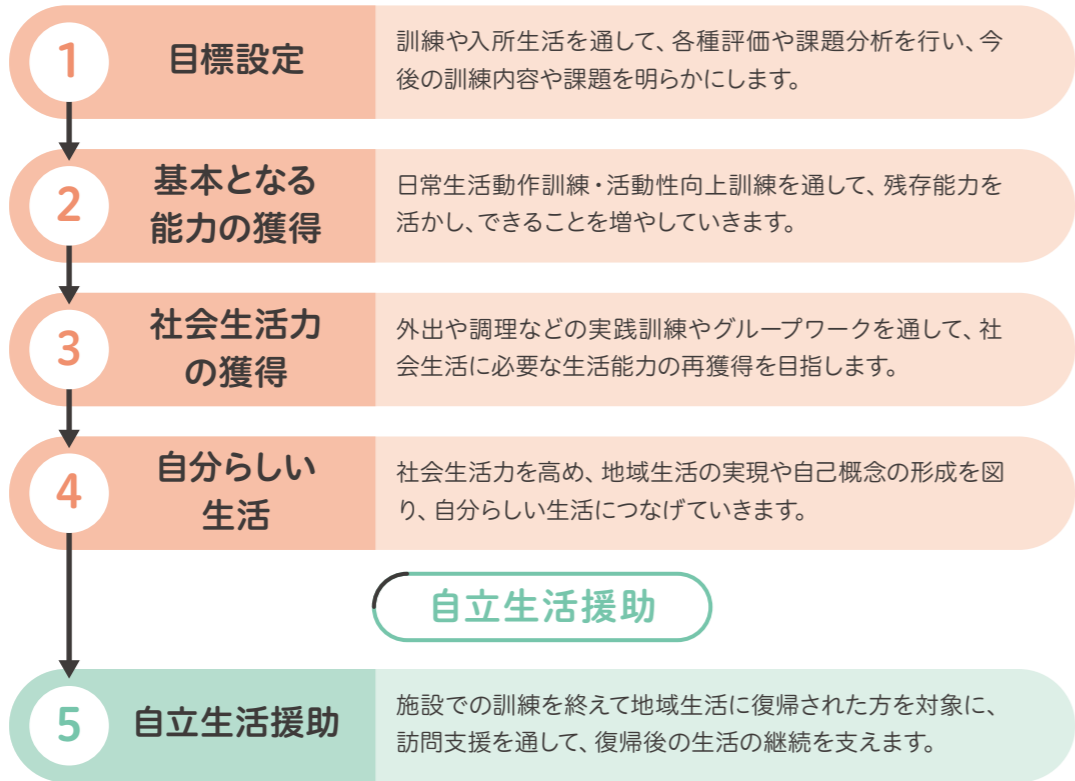
広げる、

できることを



全体の流れ

### 施設入所支援・自立訓練



### 自立生活援助

## 施設入所支援・自立訓練

施設への入所または通所により、生活動作訓練、地域生活に向けた実践的な訓練を行い、退所後の自分らしい生活と社会参加につながる力を段階的に育てるサービスです。

### サービス概要

#### ●対象者

- ① 満15歳以上の方
- ② 当施設での訓練を希望される方で、身体障害者手帳（肢体不自由・視覚障害）をお持ちの方または「高次脳機能障害」と医師の診断を受けている方

#### ●定員

- 入所 … 40名 ●自立訓練 … 45名

#### ●利用期間

短い方で3ヶ月、長い方も1年程度です。  
※個人でリハビリテーションの目標が違うため、期間にも幅があります。

#### ●利用形態

- 通所 自宅などから通いながらの利用
- 入所 当センターに施設入所しながらの利用

#### ●費用

夜間（施設入所支援）と日中活動（自立訓練）のそれぞれで利用料が発生します。入所中の利用料は、サービス利用料（1割負担）+食費・光熱水費（実費負担）の合計金額となります。詳しくは見学・面接時にお尋ねください。

### サービス内容



#### セラピストによる専門的なプログラム

リハビリテーション専門職が身体・認知機能の維持・向上を目的としてPT・OT・ST・心理療法などを提供します。



#### 外出や調理等の実践的訓練

外出や調理など、退所後の社会生活や豊かな地域生活の実現に向けて訓練を行います。



#### 日常生活動作訓練

移動・日常生活に必要な動作・入浴動作など家庭内での自立度を高めるための訓練を行います。



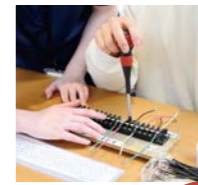
#### グループワーク

複数でのコミュニケーションの練習を目的にグループワークを行います。



#### 活動性向上訓練

集中力の維持向上を目的としたドリル等の課題やモノ作り、体力維持・向上を目的とした軽運動を実施します。



#### 職業前訓練

パソコン訓練や作業活動などの職業生活に復帰するための準備訓練を行います。

## 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した方を対象に、定期訪問や随時対応を通して、地域での生活を継続できるよう必要な支援を行うサービスです。

### サービス概要

#### ●対象者

主に当入所施設の利用終了後に居宅での単身生活等に移行した方のうち、支援を希望される方もしくは現在単身生活等をしている方のうち支援を必要とする方。

#### ●利用期間

原則1年間が上限です。

#### ●費用

ひと月の費用は、区分により定額の利用料（原則1割負担）となります。詳しくは各市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

### サービス内容

- 地域での単身生活等を継続するために、ご本人への必要な情報の提供および助言・相談、関係機関との連絡調整などの支援を行います。
- 定期的な訪問だけでなく、ご本人からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

